

鈴鹿市消防本部障害者活躍推進計画

機関名	鈴鹿市消防本部
任命権者	鈴鹿市消防長
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日まで（5年間）
鈴鹿市消防本部における障害者雇用に関する課題	○鈴鹿市消防本部においては、障害者雇用率制度で除外職員となる消防吏員として約200人が勤務している。
目標	
1.採用に関する目標	○障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
2.定着に関する目標	○今後、障がい者である職員が在籍することとなった場合には、不本意な離職者を極力生じさせないようにする。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として消防総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・任用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4.その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。